

○国土交通省令第二号

鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号) 第二条第二項及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 第二十八条第一項の規定に基づき、鉄道運輸規程及び旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

(鉄道運輸規程の一部改正)

第一条 鉄道運輸規程(昭和十七年鉄道省令第三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十三条 旅客八自ラ携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノニ限り之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一 爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内(業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガ其ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内、競技用ノ公称口径三十二ノヘリ打チノライフル	第二十三条 旅客八自ラ携帯シ得ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当セザルモノニ限り之ヲ客車内ニ持込ムコトヲ得 一 爆発質、自然発火質、腐蝕質其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル物品但シ銃用実包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内(業務上ノ必要ニヨリ銃用実包又ハ銃用空包ヲ携帯スル者ガ其ノ者ノ専用ニ供スル列車ニ乗車スル場合ハ五百箇以内)ニ銃用雷管又ハ銃用雷管附薬莖ニシテ四百箇以

銃用実包又ハ拳銃用実包ヲ携帯スル者ガ乗車スル場合ハ八百箇以内、銃用雷管又ハ銃用雷管附薬莖ニシテ四百箇以内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一疋以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三疋以内ヲ超エサルモノヲ除ク 二、八(略) ②・③(略)	内、銃用火薬ニシテ容器荷造共一疋以内及導火線又ハ電気導火線ニシテ容器荷造共三疋以内ヲ超エサルモノヲ除ク 二、八(略) ②・③(略)
--	---

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第二条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表 1 火薬類にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの 一 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れたるもの 二 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火筒 三 三百グラムを超えない競技用紙雷管 四 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のヘリ打チのライフル銃用実包及び拳銃用実包 五 銃器に装填した実包及び空包(警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。) 2、9(略)	別表 1 火薬類にあつては、次の各号の一に掲げるもの 一 三百グラムをこえない猟銃雷管及び信号雷管であつて、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れたるもの 二 五百グラムをこえない信号焰管及び信号火筒 三 三百グラムをこえない競技用紙雷管(新設) 四 銃器にそうてんした実包及び空包(警察官、監獄官吏その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。) 2、9(略)

附則
この省令は、令和二年一月三十一日から施行する。